

株 主 各 位

三重県津市高茶屋七丁目1番1号
井村屋グループ株式会社
取締役社長 中島伸子

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法によって議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月20日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（2頁～4頁）をご参照いただき、2019年6月20日（木曜日）午後5時までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 三重県津市羽所町700番地 ホテルグリーンパーク津6階 伊勢・安濃の間
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第82期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第82期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.imuraya-group.com/>）に掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2019年6月20日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株皆様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株皆様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いておりますが、米中貿易摩擦の拡大や世界経済の不確実性などにより、先行き不透明な状況で推移しました。

菓子・食品業界におきましても、企業間競争の激化に加え、原材料価格やエネルギーコストが上昇し、消費動向は予断を許さない厳しい経営環境が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、新しいステージへ挑戦し更なる成長性を確保するために、2018年度から2020年度までを期間とする中期3カ年計画「新・維新 Next Stage 2020」を策定しました。

初年度となる2018年度は①S C Mの経営的視点での取り組み ②双方向を土台とする「報・連・相」の実行 ③2N (Next New) の継続の3項目を活動目標として、新しい付加価値を生み出し、確実に成果を出すべく、事業活動を展開しました。

当連結会計年度における当社グループの売上高は、流通事業においては、井村屋株式会社の主力商品「あずきバー」シリーズや「肉まん・あんまん」が順調に推移しました。また、井村屋フーズ株式会社のB to B事業の受託が伸長しました。その結果、連結売上高は、前期比46百万円 (0.1%) 増の451億8百万円となりました。

コスト面では、生産性向上活動の継続やS C M効果により販売費及び一般管理費の削減が図られましたが、原材料費やエネルギーコストが大きく上昇し、厳しい経営環境となりました。これら経営活動の結果、営業利益は前期比76百万円 (5.1%) 減の14億13百万円となりましたが、経常利益は前期比66百万円 (4.4%) 増の15億62百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期比1億44百万円 (13.0%) 増の12億56百万円となり、売上高、経常利益、当期純利益において過去最高の業績となりました。

各セグメントの概況は次のとおりであります。

① 流通事業

「点心・デリ」カテゴリーでは「肉まん・あんまん」の売上が増加し、各カテゴリーの主力商品も順調に推移しました。冷菓カテゴリーでは「あずきバー」シリーズが過去最高の売上本数となりましたが、「やわもちアイス」シリーズの売上が減少しました。その結果、流通事業の売上高は、前期比3億4百万円(0.8%)減の391億78百万円となり、セグメント利益は上記のコスト上昇要因により、前期比1億84百万円(7.5%)減の22億86百万円となりました。

流通事業におけるカテゴリー別の概況につきましては次のとおりです。

(菓子カテゴリー)

「ようかん」類では「えいようかん」や「煮小豆ようかん」が順調に推移し、「どら焼」シリーズでは「煮小豆どら焼」の売上が伸長しました。中国のカステラ事業では井村屋(北京)食品有限公司(IBF)における米国向けの輸出が堅調に推移しました。その結果、菓子カテゴリーの売上高は、前期比85百万円(1.8%)増の48億75百万円となりました。

(食品カテゴリー)

冷凍パックまんの「冷凍2個入りゴールドまん」シリーズや「おしるこ」「ぜんざい」などのホットデザートが好調に推移しました。井村屋フーズ株式会社の加工食品事業ではOEM受託商品の売上が増加しました。その結果、食品カテゴリーの売上高は前期比3億54百万円(5.1%)増の73億18百万円となりました。

(デイリーチルドカテゴリー)

チルドパックまんにおいても「チルド2個入りゴールドまん」シリーズの売上が増加しました。「豆腐類」では「美し豆腐」やその他の業務用商品が堅調に推移しました。その結果、デイリーチルドカテゴリーの売上高は、前期比32百万円(1.2%)増の28億37百万円となりました。

(冷菓カテゴリー)

「あずきバー」シリーズの売上本数は2億75百万本(前期比0.1%増)となり、過去最高の売上本数を更新しました。一方で、クリーム系アイス商品は夏の酷暑の影響がマイナスに働き、「やわもちアイス」シリーズや「クリームチーズアイス」シリーズの売上は前期を下回りました。しかし、「やわもちアイス」シリーズでは3月に発売した新商品「やわもちアイス 黒ごまカップ」やファミリータイプの「BOXやわもちアイス(つぶあんミルクカップ)」が好評をいただいております。今後に期待が持てる状況となっております。また、米国でアイス事業を展開しているIMURAYA USA, INC.では、競争激化もあって、売上は前期を下回りました。その結果、冷菓カテゴリーの売上高は前期比13億92百万円(10.2%)減の122億37百万円となりました。

(点心・デリカテゴリー)

「肉まん・あんまん」などの「点心・デリ」カテゴリーは生産設備の増強やコンビニエンスストアとの取り組み強化など成長戦略を進めてきました。生産技術を活かした付加価値の高い商品が好評をいただき、コンビニエンスストアを中心に順調に売上を伸ばしました。その結果「点心・デリ」カテゴリーの売上高は前期比5億98百万円(5.6%)増の113億16百万円となりました。

(スイーツカテゴリー)

スイーツカテゴリーでは、「Anna Miller's (アンナミラーズ) 高輪店」が堅調に推移しました。「JOUVAUD (ジュヴォー)」では、関西地区初として5月に京都へ出店した「La maison JOUVAUD (ラ・メゾン・ジュヴォー) 京都祇園店」に続き、12月には「La maison JOUVAUD (ラ・メゾン・ジュヴォー) JR京都伊勢丹店」を出店し、順調に推移しています。2017年にオープンした「La maison JOUVAUD (ラ・メゾン・ジュヴォー) KITTE名古屋店」においても特長あるメレンゲ菓子の「生ロカイユ」がテイクアウト商品として引き続き人気を集めております。また、12月にはJR京都伊勢丹店に「La maison JOUVAUD (ラ・メゾン・ジュヴォー)」と同時に出店した「井村屋 和涼菓堂 京都店」も特色ある“アイスクリーム和菓子”を販売し、好評をいただいております。その結果、スイーツカテゴリーの売上高は、前期比17百万円(3.1%)増の5億91百万円となりました。

② 調味料事業

国内では井村屋フーズ株式会社シーズニング事業において、新規顧客獲得やお客ニーズに対応した商品提案に取り組み、ODM (Original Design Manufacturing)、OEMの売上が順調に増加しました。中国での調味料事業では、北京の北京京日井村屋食品有限公司(JIF)の商品提案が順調に進み、中国国内で売上が伸長しました。生産拠点である大連の井村屋(大連)食品有限公司(IDF)では海外輸出の増加とコスト低減が図られました。その結果、調味料事業の売上高は、前期比3億42百万円(6.4%)増の56億91百万円となり、セグメント利益は前期比45百万円(10.0%)増の5億1百万円となりました。

③ その他の事業

イムラ株式会社が行っているリース代理業は堅調に推移しました。また、井村屋商品のアウトレット販売を行っている「MOTTAINAI屋」はお客様へのサービス向上に取り組み、地域住民の皆様から引き続き好評をいただきました。本社所在地である三重県津市の近鉄津駅構内に出店している「imuraya Sweets Shop irodori」や11月に本社近隣のイオンスタイル津南店に出店した「ソフトアイスクリーム&スイーツ店WaiWai（ワイワイ）」では特色のあるスイーツ商品を中心に販売し、人気を得ております。井村屋グループ株式会社の賃貸事業を加えた、その他事業の売上高は2億37百万円となり、セグメント利益は6百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は31億73百万円（前期比2億61百万円減）で、実施いたしました主なものは、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

流通事業

井村屋グループ株式会社	AZUKI・FACTORY建屋改修他	4億94百万円
〃	調味料製造建屋改修他	1億24百万円
井村屋株式会社	AZUKI・FACTORY製造設備新設他	11億97百万円
〃	点心・デリ製造設備新設他	5億60百万円
〃	バイオマスボイラ増設他	2億49百万円
井村屋フーズ株式会社	冷蔵他製造設備	1億13百万円

調味料事業

井村屋フーズ株式会社	各種調味料製造設備他	1億14百万円
------------	------------	---------

② 当連結会計年度において継続中の主要設備

流通事業

井村屋株式会社	AZUKI・FACTORY 増設設備他	2億89百万円
---------	---------------------	---------

③ 重要な固定資産の売却、撤去または滅失

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金の所要資金は、自己資金及び銀行借入により賄っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2015年度 第79期	2016年度 第80期	2017年度 第81期	2018年度 (当期)第82期
売 上 高	38,644,792 千円	41,997,766 千円	45,061,638 千円	45,108,129 千円
経 常 利 益	738,317 千円	1,306,481 千円	1,495,736 千円	1,562,158 千円
親会社株主に帰属 する当期純利益	445,391 千円	716,677 千円	1,112,205 千円	1,256,276 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	18.38 円	59.64 円	90.50 円	96.01 円
総 資 産	23,329,979 千円	26,175,175 千円	33,272,529 千円	34,676,685 千円
純 資 産	10,837,249 千円	11,324,731 千円	15,185,714 千円	15,798,469 千円

- (注) 1. 当社は2016年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。そのため、第80期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度から適用しており、前連結会計年度に係る重要な経営指針等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

(5) 対処すべき課題

新元号「令和」となり、新時代の幕開けを予感させる2019年度は、東京オリンピック・パラリンピックの開催などを翌年に控え、企業動向にも大きな変化が起ころうと予想されます。国内の経済環境は回復基調で推移することが期待されますが、予定されている消費増税や貿易摩擦による世界経済への影響など、先行き不透明な経済状況の中、経営環境は引き続き厳しい状況が続くものと想定されます。

このような状況のもと、当社グループは中期3カ年計画「新・維新 Next Stage 2020」の2年目を迎えます。2019年度は新しい動きに対応して積極果敢に挑戦するとともに堅実で着実な一步を踏み出しサステナブルな成長を目指します。

活動目標として ①自己成長と共育の融合への挑戦（自らが成長する意識と意欲を持ち、共に育つ。そして成果を仲間と共有する。）②全員がマーケター（マーケティングの重要性を理解し、全員が市場の動きに敏感に対応して「おいしい！の笑顔をつくる」）③イノベーションの絶え間ない挑戦（Next Newを積み重ね、より大きな新しい付加価値に育て上げていく。）④「利益＝売上－コスト」の基本算式を忘れない（利益の源泉となる売上とコストのあり方を変化させる。生産性向上をはじめとするコストイノベーションの実行やマーケティング能力向上による売上拡大で企業力を高め、顧客価値を創造する。）⑤健康経営の推進（多くの革新は、人材の優秀性がもたらす結果である。人材は「身体と頭脳と心」の健康で、より強い力となる。）の5つの目標に挑戦し、グループ全体で力を合わせ、変化の潮流に乗り、堅実な成長に取り組んでまいります。

また、2019年4月1日付けで井村屋グループの新会社として井村屋スタートアッププランニング株式会社「I-SUP」を設立しました。I-SUPは変化する経営環境に対応する新しいグローバル戦略を構築するとともに、現存する多くの知見や技術を駆使して新しい事業領域に挑戦し、国内外でその起業化を企画してまいります。

井村屋株式会社の流通事業においては各カテゴリーの強みを活かし、特色ある新商品の開発や商品のリニューアルを行い市場への提案を行ってまいります。SNSと連動した販売促進を実施し、EC、ドラッグストア、生協などへの新規販売ルート拡大と新顧客創造に向けた取り組みを強化してまいります。エクイティ・ファイナンスによる調達資金を活用したAZUKI・FACTORYが本格稼働し、冷凍カテゴリーのファミリータイプ「やわもち」シリーズなど新商品の発売により売上の拡大を図ります。点心・デリカカテゴリーでは新工場の更なる活用に向けた商品開発を行い、成長戦略を展開いたします。スイーツカテゴリーでは認知度が高まっている「JOUVAUD（ジュヴォー）」において、顧客が求める商品・サービスの提供や京都に出店した「京都祇園店」「JR京都伊勢丹店」の新店需要により顧客満足度と収益性の向上を図ります。

井村屋フーズ株式会社のBtoB事業では、お客様の必要とする素材と商品を提案し、OEM、ODM、自社素材の開発を行います。独自性のある開発力と生産技術を活かし、新しい市場を創出します。

海外では、アメリカのIMURAYA USA, INC.において、「モチアイス」「モチクリーム」の更なる流通市場への拡大を進めるとともに、業務用・中食市場への取引拡大や輸出入商品への取り組み強化により、米国アイス事業の成長戦略を進めます。

中国事業では、井村屋（北京）食品有限公司（IBF）がカステラに加え、点心・デリカ商品の販売を強化します。また、生産拠点を大連に集約し、コストダウンを図ります。中国で調味料事業を展開する北京京日井村屋食品有限公司（JIF）、井村屋（大連）食品有限公司（IDF）においては中国国内の重点市場と海外市場への商品戦略を展開し、事業の拡大を目指します。

全グループにおけるコスト面ではコストイノベーションを目指して、継続した生産性向上活動とSCM機能の集約による更なるロス・ミス・ムダの削減に取り組み、コスト低減を図ります。

中期3カ年計画「新・維新 Next Stage 2020」の2年目として着実な成長の実現に取り組み、次期（2020年3月期）の連結業績見通しにつきましては、売上高468億円、営業利益16億500万円、経常利益17億500万円、親会社株主に帰属する当期純利益12億800万円を見込んでおります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
井村屋株式会社	310,000千円	100.0	菓子、食品、デイリーチルド、点心・デリ、冷菓、スイーツの製造販売
井村屋フーズ株式会社	50,000千円	100.0	菓子、食品、冷菓、調味料、食品添加物の製造販売
イムラ株式会社	10,000千円	100.0	リース代理店業務、不動産管理業務等
北京京日井村屋食品有限公司	12,301千人民币元	90.0	調味料の販売
井村屋(北京)食品有限公司	19,119千人民币元	100.0	菓子の製造販売
IMURAYA USA, INC.	13,494千米ドル	100.0	冷菓の製造販売
井村屋(大連)食品有限公司	8,665千人民币元	100.0	菓子、調味料の製造販売
井村屋(北京)企業管理有限公司	13,533千人民币元	100.0	中国事業会社全体の資金管理及び事業戦略に関する支援

当社の連結子会社は上記の8社であります。

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 前連結会計年度において非連結子会社であった井村屋(北京)企業管理有限公司は重要性が増したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(7) 主要な事業内容

事業セグメント名	事業の内容
流通事業	菓子、食品、デイリーチルド、点心・デリ、冷菓及びスイーツの製造販売
調味料事業	天然調味料、栄養食品、発酵調味料及び液体調味料等の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場

会 社 名	所 在 地	
井村屋グループ株式会社	本 社	三 重 県 津 市
井 村 屋 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	三 重 県 津 市
	岐 阜 工 場	岐 阜 県 羽 島 郡
	そ の 他 工 場	三 重 県 松 阪 市
	関 東 支 店	東 京 都 文 京 区
	東 海 支 店	名 古 屋 市 中 川 区
関 西 支 店	大 阪 市 旭 区	
そ の 他 支 店	全 国 3 箇 所	
井村屋フーズ株式会社	本 社 ・ 工 場	愛 知 県 豊 橋 市
イムラ株式会社	本 社 ・ 店 舗	三 重 県 津 市
北京京日井村屋食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国
井村屋（北京）食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国
IMURAYA USA, INC.	本 社 ・ 工 場	米 国
井村屋（大連）食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国
井村屋（北京）企業管理有限公司	本 社	中 国

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減数
名	名
944	21 増

(注) 上記のほかに臨時従業員が184名就業しており、パートタイマー・アルバイトが当連結会計年度中平均で174名（1日8時間勤務換算）おります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男 性	18	3 減	41.3	17.3
女 性	27	2 増	35.0	12.6
合計又は平均	45	1 減	37.5	14.5

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
	千円
株 式 会 社 第 三 銀 行	1,475,001
株 式 会 社 百 五 銀 行	1,391,690
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,300,004

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	3,000,000千円
差引額	—千円

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,086,200株（自己株式1,118株を含む。）
- (3) 株主数 8,297名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 第 三 銀 行	588	4.49
株 式 会 社 百 五 銀 行	578	4.42
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	559	4.27
井 村 屋 取 引 先 持 株 会	506	3.86
MSIP CLIENT SECURITIES	365	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	329	2.51
株 式 会 社 り そ な 銀 行	286	2.18
株 式 会 社 西 村 商 店	239	1.82
中 山 芳 彦	228	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	216	1.65

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	浅田 剛夫	最高経営責任者(CEO) 井村屋㈱代表取締役会長 IMURAYA USA, INC. CEO兼COO
代表取締役副会長	中島 伸子	CEO業務補佐 井村屋グループ㈱部門統括
代表取締役社長	大西安 樹	最高執行責任者(COO)
専務取締役	前山 健	井村屋㈱出向 井村屋㈱代表取締役社長 中国事業代表 井村屋(北京)食品有限公司董事長 北京京日井村屋食品有限公司董事長 井村屋(大連)食品有限公司董事長
専務取締役	菅沼 重元	井村屋フーズ㈱出向 井村屋フーズ㈱代表取締役社長
常務取締役	中道 裕久	最高技術責任者(CTO) 井村屋㈱出向 井村屋㈱取締役副社長
取締役	岩本 康	経営・海外事業戦略部長
取締役	富永 治郎	財務部長 井村屋(北京)企業管理有限公司董事長
社外取締役	名倉 眞知子	公認会計士
社外取締役	西岡 慶子	㈱光機械製作所代表取締役社長
常勤監査役	脇田 元夫	
常勤監査役	寺家 正昭	
社外監査役	若林 正清	特定社会保険労務士 中小企業診断士 全国社会保険労務士会連合会副会長
社外監査役	橋本 陽子	㈱橋本醤油店専務取締役 津商工会議所女性会直前会長

- (注) 1. 当社は社外取締役名倉眞知子、西岡慶子、社外監査役若林正清、橋本陽子の4氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
2. 監査役寺家正昭氏は、会社の経理業務を経験されており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役大西安樹氏は、2019年4月1日付で当社代表取締役を退任いたしました。

4. 当社は執行役員制度を導入しており、2019年4月1日付執行役員の就任状況は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
菅沼 重元	専務取締役兼上席執行役員 井村屋フーズ㈱出向 井村屋フーズ㈱代表取締役社長
中道 裕久	常務取締役兼上席執行役員 最高技術責任者 (CTO) 井村屋㈱出向 井村屋㈱取締役副社長
岩本 康	常務取締役兼上席執行役員 井村屋グループ㈱部門統括 経営戦略部長
大西 安樹	取締役兼上席執行役員 井村屋スタートアッププランニング㈱出向 井村屋スタートアッププランニング㈱代表取締役社長
富永 治郎	取締役兼上席執行役員 井村屋グループ㈱部門副統括 財務部長 井村屋（北京）企業管理有限公司董事長
森井 英行	上席執行役員 内部統制・BCP・ISO・品質保証部長
近藤 久嗣	上席執行役員 北京京日井村屋食品有限公司出向 北京京日井村屋食品有限公司董事兼総経理 井村屋（大連）食品有限公司董事兼総経理
岩上 真人	上席執行役員 総務・人事部部長
行方 貞彦	執行役員 経営品質・法務部長
井村 慎	執行役員 海外事業戦略部長
甲斐下 方俊	執行役員 IMURAYA USA, INC. 出向 IMURAYA USA, INC. COO

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち、社外取締役)	10名 (2名)	199,714千円 (8,400千円)
監査役 (うち、社外監査役)	4名 (2名)	32,760千円 (8,100千円)
合計	14名	232,474千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給額には、役員賞与として引当金を計上した30,000千円（取締役に対して30,000千円）を含んでおります。
3. なお、支給人員には2018年4月1日以降の支給者すべてを含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役西岡慶子氏は、株式会社光機械製作所代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外監査役橋本陽子氏は、株式会社橋本醤油店専務取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 名倉眞知子氏

当事業年度開催の取締役会13回に全て出席し、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と会社財務・法務における幅広い見識に基づき適宜質問し、意見を述べております。

社外取締役 西岡慶子氏

当事業年度開催の取締役会13回に全て出席し、経験豊富な国際見識と、経営者としての観点から適宜質問し、意見を述べております。

社外監査役 若林正清氏

当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席し、また監査役会14回中13回に出席し、主に社会保険労務士として培われた専門的見地からの質問、意見を述べております。

社外監査役 橋本陽子氏

当事業年度開催の取締役会13回に全て出席し、また監査役会14回中13回に出席し、長年の経営者として培われた経験から、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また女性の立場に立った発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社は定款の規定に基づき、社外取締役全員、および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、責任を負担するものとします。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額
24,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
24,000千円

(注) 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適正性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款の規定に基づき、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でありかつ重要な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし責任を負担するものとします。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会で決議しており、その内容は次のとおりであります。(最終改定：2016年5月9日)

1. 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ各社は、次のコンプライアンス体制を構築する。

- ① 取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため「井村屋グループCSR憲章」(行動規範・プライバシーポリシー)や行動規範を解説した「I-RULE」(井村屋コンプライアンスガイド)を制定し、継続した研修を実施し実行する。
- ② 企業に何より求められる「透明性の保持」の実現のため、自主的・自律的に監査、検査、社会対応等を行う内部統制部門を設置し、当社及びグループ各社の内部統制システムを構築する。
- ③ 当社及びグループ各社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見、是正するための手段として社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」を設置する。
- ④ 当社及びグループ各社は企業の社会的責任の観点から、外部専門機関とも連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨む。反社会的勢力による不正な圧力・要求については断固拒否し、取引を含めた一切の関係を持たない体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)、その他の重要な情報は、これに関連する資料とともに法令及び関連社内規程に従い保存・管理する。

取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧することができる。また、グループ各社においても、これに準拠した体制を構築する。

3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、危機管理規程により重要な個々(経営戦略、業務運営、環境、災害等)のリスクに対して責任部署を定め、対応策・予防策を講じるとともにグループ全体のリスクを総括的に管理する体制を確保する。

4. 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは中期経営計画を定め、それに基づき当社各部門及びグループ各社が策定した年度計画等を審査し、年度予算の配分を決定する。
- ② 当社及びグループ各社の取締役等の職務執行の効率性確保のため、取締役会規則等の社内規程を遵守する。
- ③ 執行役員制度を導入し、経営の意思決定、監査機能と業務執行機能を分離し、業務執行責任の明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は業務執行状況の監督を行う。

5. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社並びにグループ全体の業務適正を確保するためグループ全体のガバナンス体制、内部監査体制の確保を図り、当社グループ各社を対象にした内部監査を実施し、結果を当社に報告する。
 - ② 関連社内規程により、グループ各社に係る重要事項について当社の経営戦略会議に上程し、取締役会の承認を求める制度で経営管理、業務執行の監視を行う。
 - ③ 事業会社社長報告会等の開催により、グループ経営に関する方針の周知を図り、情報の共有化を図る。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及びグループ各社は、情報開示の透明性及び公正性の確保を目的として、信頼性のある財務報告を作成するために、代表取締役（経営者）の指示の下において、関連規程の整備等社内体制の充実を図り、その体制の整備・運用状況の有効性を評価するための内部統制監査を定期的、継続的に実施する。
また取締役会は、代表取締役（経営者）が構築する財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が、監査役職務の補助部門として使用人を置くことを求めた場合、代表取締役の承認を得て、内部監査担当部門をこれにあてる。
8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 当該使用人の人事評価及び人事異動については、人事担当取締役が事前に監査役会の意見を聞いてこれを行う。
 - ② 監査役職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとする。
9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他当社監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人が行う監査役に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。
 - ① 当社及びグループ各社の業務・財務に重要な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。
 - ② 当社及びグループ各社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨。
 - ③ 当社並びにグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定。
 - ④ 当社及びグループ各社の業績及び業績見込みの重要事項の開示内容。
 - ⑤ 内部監査担当部門の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況及びグループの内部統制に関する活動状況。
 - ⑥ 監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合の、取締役及び使用人の速やかな当該事項についての報告。

- ⑦ コンプライアンス担当部門は、社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」の内部通報の状況等について定期的に報告。
 - (2) 当社の監査役に報告を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことを周知、徹底する。
10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
 - ② 監査役職務の執行について生じる費用または債務を処理するため、毎年予算を設ける。
11. その他監査役監査の実効性が確保されることを確保するための体制
- ① 監査役監査に関して、監査役が、監査役会で策定する「監査役会規則」・「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により監査を行い得ること、監査役が、取締役会ほか重要な会議に出席できることなどについて諸規程に明記することによって、監査役監査の実効性を確保する。
 - ② 監査役（または監査役会）が代表取締役及び取締役・社外取締役並びに執行役員等、さらに内部監査担当部門それぞれとの間で、定期的に意見交換を行い相互認識の強化を図るとともに、内部監査担当部門が行うモニタリングにも同席できる体制を整備する。
 - ③ 監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家と連携できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 「井村屋グループCSR憲章」が2005年10月に制定され、2011年10月に改定を行っています。「I-RULE」は2008年4月に第1号が発行され、2010年4月に第3号まで改訂され小雑誌として従業員に配布されています。2018年9月には第1号、第2号が改訂され従業員に啓蒙されています。社内教育は経営品質・法務・I S O部によって社内WEBページも活用した勉強会が開催されるとともに、全従業員を対象に「コンプライアンス理解度テスト」が定期的に実施され、継続した啓蒙教育が実施されています。また、ステークホルダーに適切な情報を提供し、グループの活動状況や企業姿勢を理解いただくために「CSRレポート」を発行し、I R活動の現場などで活用しています。

② 内部統制担当部門として内部統制・BCP・品質保証統括部が設置され、グループ全体の内部統制システムの構築を推進しています。各所属に内部統制担当者・責任者を任命し、自主・自律的に所属内のチェックを行うとともに、内部統制・BCP・品質保証統括部と監査役が連携して全所属を対象に内部統制モニタリングが年1回以上実施され、モニタリングの結果については経営戦略会議や担当役員に報告されています。

③ 社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」、「コンプライアンスヘルプポスト」が設置され、相談窓口制度が構築、運用されています。

④ 反社会的勢力に対する対応は「井村屋グループCSR憲章」、「I-RULE」に明記されています。基本取引契約書には反社会的勢力・団体を排除する条項を設けるようにし、契約書の締結前に経営品質・法務・I S O部が内容を確認する体制をとっています。

また企業防衛対策協議会に入会し、総務・人事部を対応統括部門として、反社会的勢力による不正な圧力・要求に対して断固拒否する活動を各機関と連携し推進しています。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」、「情報セキュリティポリシー」が制定されており、「情報セキュリティポリシー」は2018年11月に改訂され、文書の保管・管理などに関する手順を定めています。電磁的記録については、「コンピューター活用ハンドブック」が従業員に配布され、教育・啓蒙が実施されており、取締役、監査役は常時重要書類が閲覧できる体制がとられています。また、社内の機密情報はインサイダー取引防止に関する規定に基づき管理されています。

3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制・BCP・品質保証統括部を設置し、各部門と連携したBCP推進委員会の活動を通じてグループ全体のリスクマネジメントの体制整備とBCPの再構築を行っております。「BCP(事業継続計画)管理規程」、「BCP計画」、「リスクマネジメント規程」、「危機管理規程」、「緊急事態対応規程」を定め、災害時の安否確認システムの導入、防災訓練、リコールシミュレーションの実施など、必要な

対応策、予防策が取られています。また、商品品質に関しては最重要なリスクと位置付け、「FSSC22000」を取得し、品質保証体制の強化に継続的に取り組んでいます。

4. 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役（経営者）から示される方針に基づいて中期経営計画が策定され、各事業会社および各部門の年度計画に展開されています。計画の進捗は毎月利益計画実績書が作成され、グループ全体会議、事業会社社長報告会を通じてレビューが実施されています。

② 「取締役規程」、「取締役会規則」を定め、職務執行の効率性を確保しています。また、社外監査役2名が選任されるとともに、監査役からも必要に応じて意見表明がなされており、職務執行の効率性に関する監督機能が強化されています。

③ 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」に基づき業務執行責任の明確化を行っています。取締役会の事前審議機関として経営戦略会議を開催し、意思決定の迅速化を図るとともに業務執行状況の監督を強化しています。

5. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 各事業会社に監査役を設置し、監査を行うとともに、各監査役による合同監査役会が年4回開催され、状況の報告と共有が図られています。また、グループ全体の監査結果は年2回、取締役会で報告されています。各所属単位での内部統制モニタリングが年1回、内部統制・BCP・品質保証統括部と監査役が連携して実施され、結果は毎月経営戦略会議で報告されています。

② 取締役会規則に基づき、グループ各社に係る重要事項が取締役会で審議されています。取締役会の事前審議機関として経営戦略会議を開催し、意思決定の迅速化を図るとともに業務遂行状況の監督を強化しています。

③ 毎月、事業会社社長報告会、グループ全体会議が開催されており、状況の報告、情報の共有が行われるとともに、代表取締役（経営者）からグループ経営に関する方針が説明され、グループ全体への周知が図られています。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制モニタリング規程、及び内部統制システムに係る監査の実施基準によりその基準と行動の指針を定め、内部統制監査が計画的に実施され、その結果については代表取締役に報告されています。「経理規程」、「勘定科目取扱規程」など財務報告作成に関する規程を設備し、規程に沿って運用されています。その有効性については、内部統制・BCP・品質保証統括部と監査役が連携して、内部統制モニタリングと財務報告に係る内部統制評価を実施するとともに、会計監査人五十鈴監査法人から監査を受けています。財務報告は四半期決算ごとに取締役会で報告、検証がされ、適切に監督が行われています。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は職務を補助する使用人を定めてはませんが、監査役会、合同監査役会、代表取締役等との情報交換会、内部統制担当部門との情報交換会の議事録の作成に限り、内部監査担当部門である内部統制・BCP・品質保証統括部が補助を行っており、議事録の客観性と適正化を図っています。

8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部統制・BCP・品質保証統括部が監査役会などの議事録作成の補助を行う際は、監査役の指示に基づきその職務を行っています。

9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他当社監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役は取締役会、経営戦略会議、事業会社社長報告会に出席し、経営上の重要事項は監査役に報告されています。各会議での議事録や稟議書は監査役に回覧され、書面による報告がなされる体制が整備、運用されています。内部統制モニタリングには監査役も同席するとともに、結果は経営戦略会議を通じて報告されています。また、経営者と監査役との情報交換会が年2回実施され、円滑なコミュニケーションが図られています。

(2) 全体最適を重視した報告・連絡・相談が事業運営の要となることを周知しており、監査役に報告を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことは周知、徹底されています。

10. 当社の監査役は職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は職務に関して発生する費用は年間予算が設定されているとともに、費用の支払は速やかに行われています。

11. その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 「監査役会規則」「監査役監査基準」に明記され、実効性は確保されています。

② 監査役は会議出席、重要書類の閲覧、代表取締役、取締役、執行役員等の情報交換会の開催、社外取締役、監査法人との情報交換会、内部統制部門のモニタリングへの同席等、監査の実効性を確保する体制が整備されています。

③ 監査役が必要と認めた場合に弁護士、税理士等の外部専門家と連携できる体制を整備しています。

- (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、当該基本方針については特に定めておりません。

(注) 1. 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 本事業報告の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	14,764,374	【流動負債】	16,604,266
現金及び預金	2,718,520	支払手形及び買掛金	2,687,951
受取手形及び売掛金	7,585,313	電子記録債務	2,098,401
商品及び製品	2,890,779	短期借入金	6,350,000
仕掛品	261,246	1年内返済予定の長期借入金	383,987
原材料及び貯蔵品	595,051	リース債務	228,716
その他	714,873	未払金	3,434,437
貸倒引当金	△1,411	未払法人税等	189,406
【固定資産】	19,906,133	賞与引当金	556,494
有形固定資産	17,024,284	役員賞与引当金	30,000
建物及び構築物	7,567,552	その他	644,871
機械装置及び運搬具	3,933,181	【固定負債】	2,273,950
土地	4,283,842	長期借入金	366,648
リース資産	722,638	リース債務	600,315
建設仮勘定	340,944	繰延税金負債	33,035
その他	176,124	執行役員退職慰労引当金	24,612
無形固定資産	134,477	退職給付に係る負債	101,495
リース資産	60,446	資産除去債務	94,455
その他	74,030	再評価に係る繰延税金負債	929,245
投資その他の資産	2,747,372	その他	124,143
投資有価証券	1,706,103	負債合計	18,878,216
長期貸付金	1,252	純資産の部	
繰延税金資産	325,222	株主資本	13,601,623
退職給付に係る資産	380,123	資本金	2,576,539
その他	359,731	資本剰余金	3,808,553
貸倒引当金	△25,061	利益剰余金	7,218,890
【繰延資産】	6,178	自己株式	△2,359
開業費	6,178	その他の包括利益累計額	2,167,937
資産合計	34,676,685	その他有価証券評価差額金	42,277
		繰延ヘッジ損益	41
		土地再評価差額金	1,969,729
		為替換算調整勘定	11,523
		退職給付に係る調整累計額	144,364
		非支配株主持分	28,908
		純資産合計	15,798,469
		負債・純資産合計	34,676,685

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		45,108,129
売 上 原 価		31,020,843
売 上 総 利 益		14,087,285
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,673,976
営 業 利 益		1,413,309
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	50,017	
受 取 家 賃	41,934	
為 替 差 益	27,462	
そ の 他	79,290	198,705
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	45,741	
そ の 他	4,115	49,857
経 常 利 益		1,562,158
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	150	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	160,663	
補 助 金 収 入	79,985	240,799
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,803	
特 別 退 職 金	9,640	
減 損 損 失	1,548	
そ の 他	0	13,991
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,788,966
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	439,812	
法 人 税 等 調 整 額	91,251	531,063
当 期 純 利 益		1,257,902
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,626
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,256,276

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,576,539	3,808,553	6,276,659	△2,036	12,659,715
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△314,044		△314,044
親会社株主に帰属する当期純利益			1,256,276		1,256,276
自 己 株 式 の 取 得				△323	△323
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	942,231	△323	941,908
当 期 末 残 高	2,576,539	3,808,553	7,218,890	△2,359	13,601,623

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当 期 首 残 高	310,630	—	1,969,729	32,482	181,819	2,494,663
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						
親会社株主に帰属する当期純利益						
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△268,353	41	—	△20,959	△37,454	△326,725
連結会計年度中の変動額合計	△268,353	41	—	△20,959	△37,454	△326,725
当 期 末 残 高	42,277	41	1,969,729	11,523	144,364	2,167,937

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	31,336	15,185,714
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△314,044
親会社株主に帰属する当期純利益		1,256,276
自己株式の取得		△323
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△2,427	△329,153
連結会計年度中の変動額合計	△2,427	612,754
当期末残高	28,908	15,798,469

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 …………… 8社

連結子会社の名称：井村屋株式会社、井村屋フーズ株式会社、
イムラ株式会社、北京京日井村屋食品有限公司、
井村屋(北京)食品有限公司、IMURAYA USA, INC.、
井村屋(大連)食品有限公司、
井村屋(北京)企業管理有限公司

前連結会計年度において非連結子会社であった井村屋（北京）企業管理有限
会社は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めておりま
す。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北京京日井村屋食品有限公司、井村屋（北京）食品有限公
司、井村屋（大連）食品有限公司及び井村屋（北京）企業管理有限公司につい
ては決算日が連結決算日と異なるため、連結計算書類を作成するにあたっては、当
該会社の直近の事業年度に係る計算書類（12月31日）を使用し、連結決算日との
間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

- ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており
ます。

商品及び原材料……移動平均法
製品及び仕掛品……総平均法
貯蔵品……最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産……定率法によっております。

（リース資産を除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び当社が本社隣接地で行っている賃貸住宅事業に係る資産については全部を、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、在外連結子会社は定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	4年～10年
その他	2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ロ. 無形固定資産……定額法によっております。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ハ. リース資産……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金……役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ニ. 執行役員退職慰労引当金……執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- イ. 重要な外貨建の……在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、当該会社資産又は負債の 決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差本邦通貨への換 額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配算の基準 株主持分に含めております。
- ロ. ヘッジ会計の処理
 - a. ヘッジ会計の方法……外貨建金銭債務について、為替予約を行い振当処理を行っております。
 - b. ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段……為替予約取引
 - ヘッジ対象……外貨建金銭債務
 - c. ヘッジ方針……製品の輸入に関わる為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、輸入取引の範囲内で為替変動リスクをヘッジしております。
 - d. ヘッジの有効性の評価……為替予約締結時に、リスク管理方針に従って、同一金額で同一通貨の為替予約をそれぞれ振当てているため、ヘッジの効果は確保されているものとみています。そのため有効性の判定は省略しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

- a. 退職給付見込額……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連の期間帰属方法 結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- b. 数理計算上の差異……数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の費用処理方法 発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生の上連結会計年度から費用処理しております。

二. 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

① 連結貸借対照表

『税効果会計に係る基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前連結会計年度390,879千円）は、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」325,222千円に含めて表示してあります。

② 連結損益計算書

前連結会計年度において「特別利益」の「その他」に含めておりました「投資有価証券売却益」（前連結会計年度39千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	4,015,639千円
機械装置及び運搬具	2,119,535千円
土地	2,772,283千円
投資有価証券	94,111千円
計	<u>9,001,569千円</u>

② 担保に係る債務

短期借入金	879,996千円
長期借入金	620,004千円
(うち1年以内返済予定分)	253,356千円)
計	<u>1,500,000千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

21,727,650千円

(3) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号、平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。

② 再評価を行った年月日

2002年3月31日

③ 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,471,146千円

(4) 当社は運転資金の効率的な調達を行うために、取引銀行4行との間で貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	3,000,000千円
差引額	一千円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
レストラン店舗	リース資産	首都圏	1,548千円

当社グループは、減損会計の適用にあたって、事業セグメントを基準に資産のグルーピングを行っております。ただし、賃貸資産、レストラン店舗及び遊休資産など、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるものについては、個別のグルーピングを行っております。

上記は、レストラン店舗に関連するリース資産について、関連する資産グループを回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、当資産グループの回収可能価額は零としております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	13,086,200株		一株		一株	13,086,200株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	1,015株		103株		一株	1,118株

変動事由の概要

増 加……………単元未満株式の買取請求により取得した株式 103株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	314,044	24.00	2018年3月31日	2018年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月21日開催の第82回定時株主総会において、普通株式の配当に関し次のとおり付議いたします。

イ. 配当金の総額 314,041千円

ロ. 1株当たり配当額 24.00円

ハ. 基 準 日 2019年3月31日

ニ. 効力発生日 2019年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長6年後であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	2,718,520	2,718,520	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,585,313	7,585,313	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,599,482	1,599,482	—
(4) 支払手形及び買掛金	(2,687,951)	(2,687,951)	—
(5) 電子記録債務	(2,098,401)	(2,098,401)	—
(6) 未 払 金	(3,434,437)	(3,434,437)	—
(7) 短期借入金	(6,350,000)	(6,350,000)	—
(8) 長期借入金	(750,635)	(750,152)	△482
(9) リース債務	(829,031)	(831,673)	2,641

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 未払金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、一部の外貨建買掛金は、為替予約の振当処理の対象とされており、ヘッジ対象とされる買掛金と一体として処理しているため、その時価は買掛金の時価に含めて記載しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) リース債務

これらの時価については、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	106,620

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、三重県、愛知県において、賃貸商業施設（土地を含む）及び賃貸住宅を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,954,646	1,279,917

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価については、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,205円16銭

(2) 1株当たり当期純利益 96円1銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	8,532,250	【流動負債】	8,267,501
現金及び預金	2,255,661	短期借入金	6,350,000
売掛金	55,270	関係会社短期借入金	830,431
貯蔵品	2,276	1年内返済予定の長期借入金	383,987
前払費用	16,457	リース債務	40,251
関係会社貸付金	5,227,269	未払金	112,642
その他	975,910	未払費用	45,605
貸倒引当金	△595	未払法人税等	23,418
【固定資産】	15,879,817	預り金	8,397
有形固定資産	8,789,348	賞与引当金	50,331
建物	4,302,043	役員賞与引当金	30,000
構築物	120,796	その他の	392,436
機械及び装置	2,635	【固定負債】	1,653,670
工具、器具及び備品	26,328	長期借入金	366,648
土地	4,283,842	リース債務	62,429
リース資産	34,801	退職給付引当金	117,972
建設仮勘定	18,900	執行役員退職慰労引当金	8,820
無形固定資産	117,150	資産除去債務	87,755
リース資産	59,232	再評価に係る繰延税金負債	929,245
その他	57,917	その他の	80,800
投資その他の資産	6,973,317	負債合計	9,921,172
投資有価証券	1,706,103	純資産の部	
関係会社株式	2,900,244	株主資本	12,478,888
出資金	3,950	資本金	2,576,539
関係会社出資金	566,619	資本剰余金	3,889,458
関係会社長期貸付金	852,628	資本準備金	2,633,356
長期前払費用	10,252	その他資本剰余金	1,256,101
繰延税金資産	489,627	利益剰余金	6,015,250
関係会社長期未収入金	526,346	利益準備金	473,000
その他	52,333	その他利益剰余金	5,542,250
貸倒引当金	△24,435	配当準備金	190,000
投資等損失引当金	△110,352	別途積立金	1,030,000
資産合計	24,412,067	繰越利益剰余金	4,322,250
		自己株式	△2,359
		評価・換算差額等	2,012,007
		その他有価証券評価差額金	42,277
		土地再評価差額金	1,969,729
		純資産合計	14,490,895
		負債・純資産合計	24,412,067

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	1,735,219	
不 動 産 賃 貸 料	521,782	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	1,374,726	
そ の 他 の 事 業 収 益	192,953	3,824,681
営 業 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	330,072	
そ の 他 の 事 業 費 用	143,740	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,979,111	2,452,924
営 業 利 益		1,371,757
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32,059	
受 取 配 当 金	50,017	
受 取 賃 貸 料	2,255	
為 替 差 益	29,050	
そ の 他	12,676	126,060
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41,428	41,428
経 常 利 益		1,456,389
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	160,663	160,663
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,352	
そ の 他	0	1,352
税 引 前 当 期 純 利 益		1,615,699
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,884	
法 人 税 等 調 整 額	8,440	12,324
当 期 純 利 益		1,603,375

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,576,539	2,633,356	1,256,101	3,889,458
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	2,576,539	2,633,356	1,256,101	3,889,458

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
配当準備金		別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	473,000	190,000	1,030,000	3,032,919	4,725,919
当事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当				△314,044	△314,044
当 期 純 利 益				1,603,375	1,603,375
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	1,289,330	1,289,330
当 期 末 残 高	473,000	190,000	1,030,000	4,322,250	6,015,250

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金
当 期 首 残 高	△2,036	11,189,880	310,630	1,969,729
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△314,044		
当 期 純 利 益		1,603,375		
自 己 株 式 の 取 得	△323	△323		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△268,353	—
当事業年度中の変動額合計	△323	1,289,007	△268,353	—
当 期 末 残 高	△2,359	12,478,888	42,277	1,969,729

	評価・換算差額等	純資産合計
	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,280,360	13,470,241
当事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△314,044
当 期 純 利 益		1,603,375
自 己 株 式 の 取 得		△323
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△268,353	△268,353
当事業年度中の変動額合計	△268,353	1,020,653
当 期 末 残 高	2,012,007	14,490,895

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び当社が本社隣接地で行っている賃貸住宅事業に係る資産については全部を、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 3年～50年

機 械 及 び 装 置 4年～10年

工 具、器 具 及 び 備 品 2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 投資等損失引当金……関係会社に対する投資等に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められた額を計上しております。
- ハ. 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ニ. 役員賞与引当金……役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ホ. 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異につきましては、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

- ヘ. 執行役員退職慰労引当金……執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

『税効果会計に係る基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度40,291千円）は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」489,627千円に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	2,086,941千円
構	築	33,051千円
機	械	0千円
及	び	
装	置	0千円
土	地	2,772,283千円
投	資	94,111千円
有	価	
証	券	
計		<u>4,986,387千円</u>

② 担保に係る債務

短	期	借	入	金	879,996千円
長	期	借	入	金	620,004千円
(うち1年以内返済予定分					253,356千円)
計					<u>1,500,000千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,936,080千円

(3) 保証債務

2010年10月1日付の会社分割により、井村屋株式会社及び井村屋フーズ株式会社が承継した債務につき、重疊的債務引受を行っております。

井	村	屋	(株)	3,200千円
井	村	屋	フーズ(株)	300千円
計				<u>3,500千円</u>

連結会社の電子記録債務に係る金融機関に対する債務保証を行っております。

井	村	屋	(株)	1,782,220千円
井	村	屋	フーズ(株)	316,181千円
計				<u>2,098,401千円</u>

連結会社のリース債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

北京京日井村屋食品有限公司	400千円
(24千人民元)	
井村屋(大連)食品有限公司	11,938千円
(726千人民元)	
計	12,338千円

(4) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 669,247千円

(5) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 308,612千円

(6) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号、平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。

② 再評価を行った年月日

2002年3月31日

③ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,471,146千円

(7) 当社は運転資金の効率的な調達を行うために、取引銀行4行との間で貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	3,000,000千円
差引額	一千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	3,683,163千円
営業取引以外の取引高	44,320千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,118株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	5,898千円
賞与引当金	15,194千円
退職給付引当金	35,615千円
役員退職慰労金	21,374千円
執行役員退職慰労引当金	2,662千円
ゴルフ会員権評価損	14,546千円
関係会社株式評価損	159,586千円
関係会社出資金評価損	36,228千円
投資等損失引当金	33,315千円
投資有価証券評価損	24,955千円
関係会社株式（新設分割）	368,036千円
繰越欠損金	161,146千円
その他	9,170千円
小計	887,731千円
評価性引当額	△294,480千円
繰延税金資産合計	593,251千円
繰延税金負債	
為替差益	△19,173千円
その他有価証券評価差額金	△62,332千円
資産除去債務	△22,118千円
繰延税金負債合計	△103,623千円
繰延税金資産の純額	489,627千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)1	科目	期末残高 (注)1
子会社	井村屋(株)	直接100%	経営の管理等	経営管理料の受取 (注)2	1,586,367	関係会社 未収入金	140,993
				資金の貸付 (注)3	3,656,843	関係会社 短期貸付金	5,122,948
				受取利息 (注)3	21,202	—	—
				債務保証 (注)5	1,782,220	—	—
	井村屋フーズ(株)	直接100%	経営の管理等	資金の借入 (注)4	1,806,160	関係会社 短期借入金	830,431
				支払利息 (注)4	9,857	—	—
				債務保証 (注)5	316,181	—	—
	IMURAYA USA, INC.	直接100%	経営の管理等	資金の貸付 (注)6	66,759	関係会社 短期貸付金	33,252
				受取利息 (注)6	7,389	関係会社 長期貸付金	742,628
							関係会社 長期未収入金

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記の金額のうち、関係会社未収入金は消費税等を含んでおりますが、取引金額及びその他の科目については消費税等を含んでおりません。
2. 経営指導に関する手数料であり、合理的に算出して決定しております。
3. 資金の貸付については、取引金額は期中の平均残高により記載しており、また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

4. 資金の借入については、取引金額は期中の平均残高により記載しており、また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
5. 連結子会社の電子記録債務に係る金融機関に対する債務保証を行っております。
6. 資金の貸付及び受取利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,107円44銭
(2) 1株当たり当期純利益	122円53銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

井村屋グループ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指 定 社 員 公認会計士 下 津 和 也 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 中 出 進 也 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、井村屋グループ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、井村屋グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

井村屋グループ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指 定 社 員 公認会計士 下 津 和 也 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 中 出 進 也 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、井村屋グループ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びそのグループ会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月8日

井村屋グループ株式会社 監査役会

常勤監査役 脇田元夫 ㊟

常勤監査役 寺家正昭 ㊟

社外監査役 若林正清 ㊟

社外監査役 橋本陽子 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に配慮しつつ、株主の皆様への適切な利益還元を重要課題の一つと認識して、安定的な配当の継続を基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針及び今後の利益計画の達成見通しなどを勘案し、普通配当におきましては、1株当たり24円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は314,041,968円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日となります。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	あき だ たけ お 浅 田 剛 夫 (1942年 7月1日生)	1970年4月 当社に入社 1993年6月 当社取締役 1999年6月 当社常務取締役 2001年6月 当社専務取締役 2003年6月 当社代表取締役社長 2010年10月 井村屋株式会社代表取締役会長（現任） 2013年6月 当社代表取締役会長、最高経営責任者（CEO）（現任） 2014年6月 IMURAYA USA, INC. CEO（現任） （重要な兼職の状況） 井村屋株式会社代表取締役会長、IMURAYA USA, INC. CEO	21,617株
2	なか じま のぶ こ 中 島 伸 子 (1952年 11月8日生)	1978年11月 当社に入社 1998年4月 当社北陸支店長 2006年4月 当社執行役員関東支店長 2008年4月 当社上席執行役員 2008年6月 当社取締役 2011年6月 当社常務取締役 2012年4月 イムラ株式会社代表取締役社長 2013年6月 当社専務取締役 2015年4月 井村屋株式会社出向取締役副社長 2016年4月 井村屋グループ(株)部門統括 2017年4月 当社代表取締役副社長 2018年4月 当社代表取締役副会長 2019年4月 当社代表取締役社長、経営執行責任者(COO)（現任）	11,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">まえ やま たけし 前 山 健</p> <p style="text-align: center;">(1949年 3月23日生)</p>	<p>1972年3月 当社に入社</p> <p>2001年4月 当社品質管理部長</p> <p>2004年4月 当社執行役員菓子食品DCユニットマネージャー</p> <p>2007年6月 当社取締役</p> <p>2008年4月 当社上席執行役員</p> <p>2008年6月 当社常務取締役</p> <p>2009年6月 当社専務取締役</p> <p>2010年10月 井村屋株式会社出向代表取締役社長(現任)</p> <p>2011年6月 当社取締役副社長</p> <p>2014年4月 井村屋(北京)食品有限公司董事長(現任)</p> <p>2014年6月 北京京日井村屋食品有限公司董事長(現任)</p> <p>2016年4月 井村屋(大連)食品有限公司董事長(現任)</p> <p>2019年4月 当社代表取締役副社長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>井村屋株式会社代表取締役社長、井村屋(北京)食品有限公司董事長、北京京日井村屋食品有限公司董事長、井村屋(大連)食品有限公司董事長</p>	12,300株
4	<p style="text-align: center;">すが ぬま しげ もと 菅 沼 重 元</p> <p style="text-align: center;">(1956年 3月20日生)</p>	<p>1980年4月 当社に入社</p> <p>1997年4月 当社調味料事業部七根工場長</p> <p>2004年4月 当社執行役員調味料事業部長</p> <p>2006年4月 北京京日井村屋食品有限公司副董事長兼総経理</p> <p>2006年12月 井村屋(北京)食品有限公司董事兼総経理</p> <p>2008年4月 当社上席執行役員(現任)</p> <p>2010年10月 井村屋シーズニング株式会社代表取締役社長</p> <p>2013年6月 当社取締役、井村屋シーズニング株式会社出向代表取締役社長</p> <p>2015年6月 当社常務取締役</p> <p>2017年4月 当社専務取締役(現任)</p> <p>井村屋フーズ株式会社出向代表取締役社長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>井村屋フーズ株式会社代表取締役社長</p>	8,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
5	なか みち ひろ ひさ 中 道 裕 久 (1959年 2月8日生)	1981年4月 当社に入社 2009年4月 当社開発部長 2011年4月 井村屋株式会社出向執行役員開発部長兼海外事業商品開発支援担当 2013年4月 井村屋株式会社出向上席執行役員開発部長 2015年4月 井村屋株式会社取締役マーケティング本部長 2016年4月 井村屋株式会社常務取締役マーケティング本部長 2016年6月 当社取締役 2017年4月 当社常務取締役(現任) 井村屋株式会社出向専務取締役 2018年4月 井村屋株式会社出向取締役副社長、当社最高技術責任者(CTO)(現任)	3,300株
6	いわ もと やすし 岩 本 康 (1963年 11月25日生)	1986年4月 当社に入社 2013年4月 当社経営戦略部グループ事業戦略チーム長 2014年4月 当社経営戦略部長 2016年4月 当社執行役員経営戦略部長 2018年4月 当社上席執行役員(現任) 2018年6月 当社取締役 2019年4月 当社常務取締役井村屋グループ(機部門統括)経営戦略部長(現任)	1,800株
7	おお にし やす き 大 西 安 樹 (1959年 1月4日生)	1982年4月 当社に入社 2007年4月 当社経営企画室長 2008年4月 当社執行役員経営企画統括部長 2010年4月 当社上席執行役員(現任) 2011年6月 当社取締役、IMURAYA USA, INC. 出向 CEO/COO 2014年6月 当社常務取締役井村屋グループ(機部門副統括) 2015年4月 当社常務取締役井村屋グループ(機部門統括) 2016年4月 当社代表取締役社長、最高執行責任者(COO) 2019年4月 当社取締役(現任) 井村屋スタートアッププランニング株式会社出向代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 井村屋スタートアッププランニング株式会社代表取締役社長	10,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 当 社 の 株 式 数
8	とみ なが じ ろう 富 永 治 郎 (1968年 11月23日生)	1991年4月 当社に入社 2012年4月 当社財務部長 2016年4月 当社執行役員財務部長 2018年1月 井村屋(北京)企業管理有限公司董事長(現任) 2018年4月 当社上席執行役員財務部長(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) 2019年4月 井村屋グループ(株)部門副統括(現任) (重要な兼職の状況) 井村屋(北京)企業管理有限公司董事長	3,300株
9	な くら ま ち こ 名 倉 眞 知 子 (1949年 11月29日生)	1976年3月 公認会計士登録 1976年4月 扶桑監査法人勤務 1982年4月 公認会計士名倉眞知子事務所開設 (現任) 1983年5月 五十鈴監査法人設立・社員 1992年6月 五十鈴監査法人 代表社員 2014年6月 五十鈴監査法人 社員代表社員退任 2015年6月 当社取締役(現任)	0株
10	にし おか けい こ 西 岡 慶 子 (1957年 2月16日生)	1980年5月 SEDCO INC. (現 SCHLUMBERGER LTD.)、 CHEVRON U. S. A. の日本事務所にて秘書通訳 として勤務 1986年8月 会議・商談通訳(フリーランス)を開始 1996年12月 株式会社光機械製作所入社 2001年5月 株式会社光機械製作所代表取締役社長(現任) 2011年6月 国立大学法人三重大学 経営協議会委員(現任) 2015年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社光機械製作所代表取締役社長	0株

- (注) 1. 井村屋株式会社、井村屋フーズ株式会社、イムラ株式会社、井村屋（北京）食品有限公司、北京京日井村屋食品有限公司、井村屋（大連）食品有限公司、IMURAYA USA, INC.、井村屋（北京）企業管理有限公司は、当社の子会社であります。
2. 当社は、浅田剛夫氏及び前山健氏が代表取締役を務める井村屋株式会社との間において、土地、建物の賃貸、運転資金の貸付等の取引を行っております。
3. 当社は、浅田剛夫氏がCEO（最高経営責任者）を務めるIMURAYA USA, INC.との間において、運転資金の貸付等を行っております。
4. 当社は、前山健氏が董事長を務める井村屋（北京）食品有限公司との間において、運転資金の貸付等を行っております。
5. 当社は、前山健氏が董事長を務める井村屋（大連）食品有限公司との間において、運転資金の貸付等を行っております。
6. 当社は、菅沼重元氏が代表取締役を務める井村屋フーズ株式会社との間において、土地、建物の賃貸、運転資金の貸付等の取引を行っております。
7. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
8. 取締役候補者とした理由について
- ①浅田剛夫氏は、長年にわたり強いリーダーシップを発揮し経営を担い、豊富な経験と実績を有しています。グループ経営におけるガバナンスなどの基盤強化、人材育成、業務執行に対する監督を適切に行い、当社の企業価値の持続的向上を目指すにあたり適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。
- ②中島伸子氏は、営業部門の責任者の経験とともに管理部門の責任者を務めるなど、当社グループ経営に対する幅広い経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経営の推進と業務執行に対する監督、コーポレートガバナンス、ダイバーシティ経営の強化に深い見識があり、また、自身の率先垂範していく行動力がグループ経営推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。
- ③前山健氏は、主に生産技術・品質部門の責任者として従事し、また長年井村屋株式会社代表取締役社長を務めるなど、豊富な業務経験、及び経営全般及び運営業務に関する知見を有し、中国事業統括にも優れた指導力を発揮していることから、引き続き取締役候補者となりました。
- ④菅沼重元氏は、調味料事業の経営責任者として長年従事し、また中国での調味料事業を立ち上げ、さらに2017年4月1日に新会社としてスタートした井村屋フーズ株式会社の発足を指導し、当社グループのBtoB事業の経営全般及び管理運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

- ⑤中道裕久氏は、生産技術、開発の豊富な知識を有し、海外事業における生産技術指導などグローバルな活動を行っております。これまで開発部門全体を牽引してきた経験と、当社グループの井村屋株式会社マーケティング本部長として統括してきた実績を踏まえ、変動する市場に強く対応するため、引き続き取締役候補者となりました。
- ⑥岩本康氏は、入社後東京にて営業部門を主として担当し、広くマーケティング能力を磨き、その後本社転勤にて、経営戦略などの経営全般にわたる幅広い業務に携わり、経営陣のサポートを担ってきました。特に当社のSNSを活用した広報戦略やCSR活動を通じて、持続的な企業価値の向上に貢献してまいりました。以上の事から、同氏は当社の経営統括に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。
- ⑦大西安樹氏は、長年経営戦略部門の責任者や米国子会社CEOを務めるなど、当社のグループ経営に対する豊富な経験・実績・見識を有しております。当社の海外事業展開、新規事業の強化に適任であると判断し引き続き取締役候補者となりました。
- ⑧富永治郎氏は、長きにわたり財務に携わり、豊富な知見と実績を有しています。一時、生産部門の管理業務において、生産管理システムの構築にも尽力し、多様な改革を行いました。これまで当社の海外事業における金融戦略の研究、東京証券取引所市場第一部銘柄指定に向けた活動、エクイティ・ファイナンスの実施を牽引するなど、変化する財務環境に対して、当社の財務基盤を構築してまいりました。以上の事から、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。
9. 名倉真知子氏及び西岡慶子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ております。
- (1)社外取締役候補者とした理由について
- ①名倉真知子氏は長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と会社財務・法務における幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。前期においても有効な意見を述べ、経営向上に寄与しています。直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したからであります。
- ②西岡慶子氏は、会議・商談通訳を通じて得た豊富な国際見識を当社のグローバル経営に活かしていただきたいためであります。また、博士(工学)、経営者としての多彩な経験、ダイバーシティの観点から有効な助言が期待できると判断したからであり、前期においても顧客視点を含めた有益な意見で経営に寄与しています。西岡慶子氏は、株式会社光機械製作所代表取締役社長を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- (2)社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数
名倉真知子氏、西岡慶子氏は、2015年6月に当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- (3)社外取締役候補者との責任限定契約について
名倉真知子氏及び西岡慶子氏が取締役に選任された場合、当社は両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、両氏が取締役に再任された場合には当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役橋本陽子氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

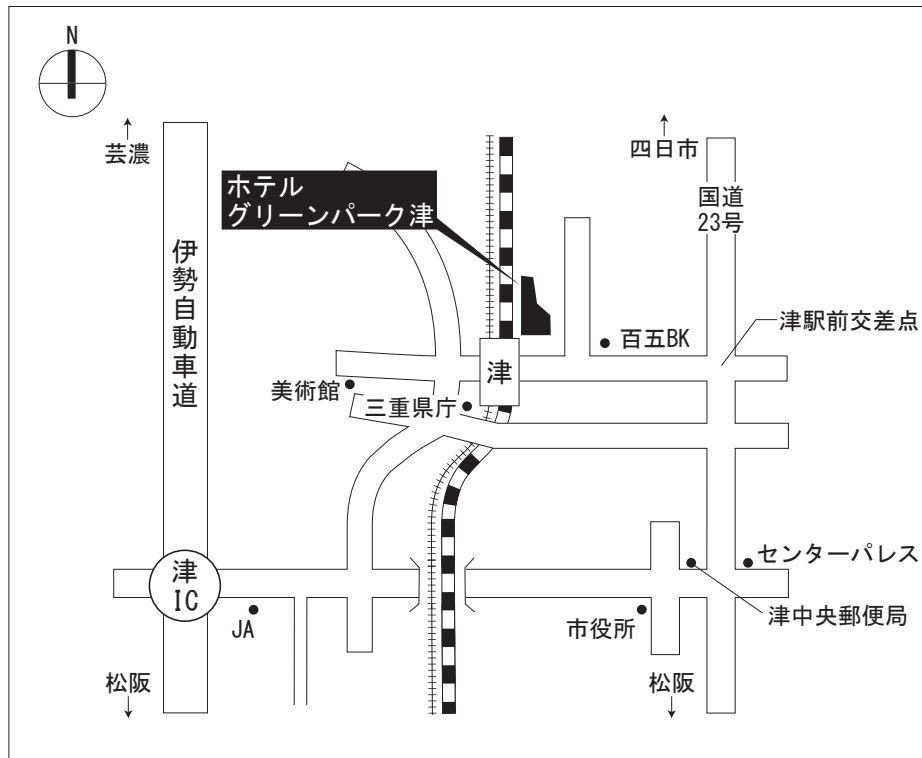
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
橋本陽子 (1946年 9月7日生)	1983年4月 株式会社橋本醤油店入社 1983年10月 有限会社橋本 取締役(現任) 1985年11月 株式会社橋本醤油店専務取締役(現任) 2015年4月 津商工会議所女性会 直前会長(現任) 2016年6月 当社監査役就任(現任)	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者橋本陽子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、同氏を独立役員とする独立役員届出書を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出しております。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由について
橋本陽子氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、また津商工会議所女性会直前会長にて活躍され、リーダーシップを発揮されております。多様な視点から有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役が当社の社外監査役に就任してからの年数
橋本陽子氏は2016年6月に当社の社外監査役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について
橋本陽子氏が監査役に選任された場合、当社は定款の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任に関し、社外監査役がその職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がなかった場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏が監査役に再任された場合には当該契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図



○会場 ホテルグリーンパーク津 6階 伊勢・安濃の間

○所在地 三重県津市羽所町700番地

○電話番号 059-213-2111

○交通機関

J R・近鉄・伊勢鉄道「津」駅東口隣接

(名古屋より近鉄特急で約50分、大阪より近鉄特急で約85分)

※駐車場のご用意はいたしておりません。公共の交通機関をご利用くださいませうようお願い申し上げます。